

○大学院教育会議に関する法人細則

〔平成16年4月15日〕
法人細則第6号
改正 平成16年法人細則第7号
平成17年法人細則第14号
平成18年法人細則第19号
平成19年法人細則第22号
平成21年法人細則第16号
平成22年法人細則第8号
平成23年法人細則第13号
平成24年法人細則第13号
平成28年法人細則第16号
令和元年法人細則第7号
令和2年法人細則第2号

大学院教育会議に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第2項の規定に基づき、大学院の教育研究及び学生生活に関する事項の審議及び連絡調整を行うために設置する大学院教育会議（以下「教育会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育を担当する副学長
- (2) 学生を担当する副学長
- (3) 学術院長
- (4) 人間総合科学学術院の副学術院長
- (5) 研究群長
- (6) 教学デザイン室の室長
- (7) 教学マネジメント室の室長
- (8) 学長が指名する者 若干人

(議長)

第3条 教育会議に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、教育会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(任期)

第4条 第2条第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第5条 教育会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 必要に応じて委員以外の者に教育会議への出席を求めることができる。

(開催)

第7条 教育会議は、毎月1回開催することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、臨時にこれを開催することができる。

附 則

この法人細則は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22 法人細則7号)

この法人細則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17. 4. 21 法人細則14号)

この法人細則は平成17年4月21日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学院連絡会に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18. 6. 15 法人細則19号)

この法人細則は、平成18年6月15日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学院連絡会議に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平19. 4. 27 法人細則22号)

この法人細則は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学大学院教育会議に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平21. 4. 17 法人細則16号)

この法人細則は、平成21年4月17日から施行し、改正後の大学院教育会議に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22. 4. 1 法人細則8号)

この法人細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 5. 18 法人細則13号)

この法人細則は、平成23年5月18日から施行する。

附 則（平24.4.1法人細則13号）
この法人細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人細則16号）
この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人細則7号）
この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.1.23法人細則2号）
この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。